

令和 7 年 11 月

関 係 各 位

東京税關 東京航空貨物出張所

年末年始における通關・保税關係事務の取扱いとご協力のお願い

関係各位におかれましては、平素から税關行政に対し、ご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。

年末年始の原木地区（東京航空貨物出張所の管轄地域）における通關・保税關係事務を効率的に行うため、別紙のとおり取扱うことといたしましたので、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

(別紙)
令和7年11月

原木地区における年末年始の通関業務等取扱いのご案内

※原木地区：東京航空貨物出張所の管轄地域

年末年始における通関・保税関係事務を効率的に行うため、以下のとおり取扱うことといたしましたので、ご協力をお願いいたします。

1. 令和7年12月26日(金)までの輸出入通関関係手続について
・令和7年12月26日(金)は事務の輻輳が予想されますので、可能な限り早めの申告(輸入にあっては予備申告の活用)をお願いいたします。
2. 令和7年12月27日(土)から令和8年1月4日(日)までの手続について

(1) 通関・保税関係

- ① 海上貨物及び航空貨物に係る輸出入通関関係業務
- ② 保税運送の承認及び到着確認、コンテナリストの受理
- ③ 搬入事故等が発生した際の連絡受付

業務部特別通関第13部門(東京航空貨物出張所内)

所在地：千葉県市川市原木2526-4

電話：047-329-0625

FAX：047-328-4069

(2) 収納関係

・年末年始に口座振替を利用される方は口座残高不足とならないよう、事前に口座残高の確認をお願いいたします。また、BP及び納期限延長に係る担保についても同様に確認をお願いいたします。なお担保の提供に関する事務は業務部特別通關第13部門で行うことができませんので、年末年始前に通關総括部門において手続を行って下さい。

・マルチペイメントネットワーク(ペイジー、リアルタイム口座振替)を利用される方は、金融機関により利用可能日・時間等が異なりますので事前に確認をお願いいたします。

3. 税関長が公示する外国為替相場について

税関税率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場の年末年始における税関長の公示につきましては、税関ホームページに掲載される予定です。

リンク先 <https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/kawase/index.htm>

4. 輸入承認証の有効期間延長申請について

年末年始に既に取得している輸入承認証の期限が到来し、有効期間の延長を必要とする場合には、早めに申請されるようお願いいたします。

(提出先：通関総括部門)

その他ご不明な点がございましたら、当出張所の通関総括部門又は保税部門にお問い合わせください。(令和7年12月26日(金)まで)

通関総括部門、保税部門の連絡先(平日)

東京航空貨物 出張所	通関総括部門	047-329-0609
	保税部門	047-329-0642